（所掌事務）

第八十一条　（略）

２　（略）

３　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、電話による航空情報に関する事務を分掌する。

４　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

５～９　（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	（略）
大島空港出張所	（略）
静岡空港出張所	（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十五条第三項の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び同令を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発室並びに数値予報技術開発連携調整官及びデータ同化技術開発推進官） **第三十一条**　数値予報課に、数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発室並びに数値予報技術開発連携調整官及びデータ同化技術開発推進官それぞれ一人を置く。	（数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発室並びにデータ同化技術開発推進官） **第三十一条**　数値予報課に、数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発室並びにデータ同化技術開発推進官一人を置く。
２～10　（略）	２～10　（略）
11　数値予報技術開発連携調整官は、次に掲げる事務に関する大学その他の関係者との連携に関する企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　数値予報に係る技術の開発及び改良の推進に関すること。 二　数値予報の成果の活用に関すること。	（新設）
12・13　（略）	11・12　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

２　（略）

３　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、電話による航空情報に関する事務を分掌する。

４　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

５～９　（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	（略）
大島空港出張所	（略）
松本空港出張所	松本市
静岡空港出張所	（略）